

公 示

自衛隊情報保全隊用システムの移設に係る役務の契約希望者募集要項

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美
(公 印 省 略)

自衛隊情報保全隊用システムの移設に係る役務の契約を希望する者は、下記により応募して下さい。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名
自衛隊情報保全隊用システムの移設に係る役務
- (2) 移設予定品目
「自衛隊情報保全隊用システム借上（30換装）」（製造元等：㈱日立製作所及び㈱J E C C）
- (3) 規格等
仕様書のとおり
- (4) 調達予定時期
令和5年2月上旬（納期等：令和5年3月15日）

2 公募に応募する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）の有資格者で「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされた者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。

- (7) 前5号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (8) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。
- (9) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能な者であること。
- (10) 法令等（武器等製造法、航空機製造事業法、火薬類取締法等）の規定により許可等が必要な場合は当該許可等を有する者であること。ただし、許可等の取得に向けて所管官庁と調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む）。
- (11) 応募する品目について、必要となる他企業との技術援助契約等を締結している必要がある場合にはその証明資料の提出等が可能な者であること。ただし、契約締結に向けて他企業と調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む）。
- (12) 契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関し、法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。ただし、調整中である場合には調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む）。
- (13) 公募しようとする予定品目等について、製造又は役務の場合は、技術、設備等を有し、売買に当たって販売権を必要とする場合は、当該販売権を有し（取得中である場合は、それを証明する資料を提出すること。）、納期を保証できる者であるとともに、不具合及び改修に関する対応が継続的に可能な者であること。
- (14) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（ただし、市場価格による場合は除く。）
- (15) 下記の条件による事前審査の結果、役務履行能力を有すると認められた者であること。
- ア 本事業を効率かつ効果的に実施できる経験及び技術を有していること。
- イ 本事業の遂行に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させ、指定された場所に派遣することができること。
- (ア) 一般管理
安全、工程、品質保証等についての適切な管理体制を有すること。
- (イ) 移設に関する能力
- a 自衛隊情報保全隊用システムの処理端末装置及びプリンター装置（以下「移設対象機器」という。）の動作確認、初期化、再設定及び導通確認ができる能力を有すること。
- b 導通できない場合、防衛省の複数ネットワーク（市ヶ谷LAN及びDII等）自衛隊情報保全隊用システムに関する業務プログラム等を理解し、原因究明及び処置ができる能力を有すること。
- c 移設先での問題が解決できない場合の市ヶ谷サーバー等の調査ができる能力を有すること。

- d 移設対象機器の機能等に損害を与えないこと。
万が一、移設対象機器の輸送中に破損等が生じ使用不可となった場合の代替え機材の調達
が迅速に行える能力を有すること。

(ウ) 保全に関する能力

- a 保護すべき情報において「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に
ついて（通達）」に基づき、適切に管理する能力を有すること。
- b 「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部
事項について（通知）」に基づき、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リス
クに対応できる能力を有すること。

ウ 下請負業者への一部業務委託

当該事業の一部を下請負業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、前項ア及びイの項目
を満たすこと。

3 応募方法等

- (1) 応募する者は、別記様式「公募契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により応募するも
のとし、併せて次の事項を証明する資料を添え、1部持参又は郵送にて提出すること。

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写し）

イ 防衛省・自衛隊での過去5年間の受注実績一覧表

なお、次に示す項目について内容の分かる資料を添付するものとする。

(ア) 前項第15号ア及びイに関する資料

(イ) 防衛省・自衛隊での「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について
（通達）」に基づき、適切に管理した実績

(ウ) 防衛省・自衛隊での「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応の
ための措置の細部事項について（通知）」に基づき、情報システムの調達におけるサプ
ライチェーン・リスク対応に関する特約条項に該当する資料を提出した実績

ウ 保全に関する履行体制

保全教育及び秘密保全検査結果等

エ 下請負業者に業務を一部委託する場合

下請負（予定）企業一覧

- (2) 受付期間 令和5年1月27日（金）～令和5年2月2日（木）到着分まで
持参する場合は、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第
1条に定める行政機関の休日をいう。）を除く。
郵送する場合は、送付した旨連絡すること（郵送の場合は、当日消印有効）。

- (3) 受付時間 午前8時30分から午後17時15分まで
ただし、正午から午後1時までの間は除く。

- (4) 提出先 〒162-8802 東京都新宿区市谷本村町5-1
陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地 E-1棟6階
中央会計隊契約科第2契約班 清水（電話：03-3268-3111（内線47567））

4 提出資料の審査等

- (1) 応募する者は、前項第1号で提出した申請書の添付資料以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料（以下「技術資料」という。）を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。

ア 製造、検査、修理等に必要な技術、機械器具又は生産設備等を有することを証明する書類

イ 公募に付する予定品目等の履行に当たり、有している販売権、工業所有権等、製造企業と締結している技術援助契約を証明する書類（写し）

ウ 特許等工業所有権が必要となる場合は、該当する特許等工業所有権を使用可能であることを証明する書類（写し）

エ その他必要書類

- (2) 申請書及び技術資料（以下「提出資料」という。）の提出者は、官側から提出資料について説明を求められた場合には、その都度、説明しなければならない。

- (3) 提出書類の提出者は、官側から製造体制等の調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等の立入りを含め調査に協力しなければならない。

- (4) 提出資料により、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

5 審査結果の通知

申請書を提出した者のうち、指名競争等に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果合格通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

6 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義がある場合は、分任支出負担行為担当官に対して、審査結果不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限 審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内
（休日を除く。）

イ 提出場所 第3項第4号に同じ

ウ その他 書面は持参又は郵送（期限必着）するものとする。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 疑義の再申立て

- (1) 疑義の申立てに対して書面による回答を受理してから3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 資料の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者及び第4項第1号から同項第3号に反した者については、当該品目の契約相手方としない。また、中央会計隊における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出資料の作成、提出、説明、第4項第3号の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、原則として返却しない。
- (4) 提出資料は、提出者に無断で他の目的で使用しない。
- (5) 提出資料に自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続きを済ませておくとともに出図元を明記する。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

9 指名競争候補者の義務等

- (1) 指名競争候補者が複数の場合には指名競争の通知、1者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当とは認められなくなった者又は随意契約の相手方としては適当と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知は行わない。
- (2) 指名競争の通知を受けた者は、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
- (3) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者からの抹消の請求をおこなわなければならない。

10 その他

不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第2契約班 電話：03-3268-3111 内線47567 清水
FAX：03-5269-5135
Email：rikuzi-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp

令和 年 月 日

公募契約希望申請書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美 殿

所在地：

会社名：

代表者名：

当社は、中央会計隊公示第 i-15号 令和5年1月27日 の下記の件名に関して、提出資料を添えて参加を表明します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

記

件名： 自衛隊情報保全隊用システムの移設に係る役務

添付書類

- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写し）
- 2 防衛省・自衛隊での過去5年間の受注実績一覧表
- 3 保全に関する履行体制
- 4 下請負業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

* 添付する書類のみを記述する（ただし、本用紙をそのまま使用する場合には、添付しない書類については取消線を引くものとする）。

* 代表者印を省略する場合は、発行責任者及び担当者の氏名・連絡先を必ず記入する。
（詳細は陸上自衛隊中央会計隊HP参照）

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
自衛隊情報保全隊用システムの移設に係る役務	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和5年1月27日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊情報保全隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地で使用している自衛隊情報保全隊用システム端末及び同構成品の石垣駐屯地（仮称）への移設（以下“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、本役務履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、官側との調整による。

a) 仕様書

- GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
- GS-C905534 駐屯地等情報基盤装置
- GS-C906353 自衛隊情報保全隊用システム借上（30換装）
- HS-X192634 自衛隊情報保全隊用システムソフトウェアの改修
(平成29年度)

b) 法令等

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）
[防防調第4608号(19.4.27)]
- 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）
[防経装第9246号(21.7.31)]
- 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)
[防装庁(事)第3号(31.1.9)]
- 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の

1.4 契約相手方の条件

契約相手方は、本契約を履行するにあたり、自衛隊情報保全隊用システムに関する技能、能力、知識を持ち、移設作業の経験を有するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本役務は、市ヶ谷駐屯地C2棟4階及び5階事務室（以下、「搬出元」）に設置されている自衛隊情報保全隊用システムの端末及び関連機器を石垣駐屯地（仮称）の隊庁舎A棟1階事務室へ移設を行うにあたり、必要事項を実施する。
- b) 本役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)”に基づき、本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋め込み、情報の窃取、不正機能の組み込みなどが行われるリスクへの対策などを行う。
- c) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書（GLT-CG-Z000009）の2.2による。

2.2 役務の内容に関する要求

2.2.1 場所

- a) 移設元 東京都新宿区市谷本町5-1 陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地
- b) 移設先 沖縄県石垣市平得1273-622 陸上自衛隊石垣駐屯地（仮称）

2.2.2 期間

- a) 移設作業実施日は監督官の指定する日とし、細部は監督官との調整によるものとする。
- b) 工期は令和5年3月15日までとする。
- c) 作業時間は午前9時00分から午後5時30分までの休憩時間の非稼働時間を除いた実働時間とする。但し必要に応じ、監督官との調整により時間外の役務作業を認めるものとする。

2.2.3 移設対象構成品等

移設対象機器は表1を基準とする。なお細部は、別途官側との調整による。

表1 移設対象機器

項番	品名	装置名	台数	移設元	移設先	備考
1	HP ProOne 800 G4 All-in-One/CT	処理端末装置 I	2台	C2棟5階 保管課事務室	隊舎A棟1階石垣情報保全派遣隊（仮称）事務室及び隊長室	(株)JECC 所有資産
2	RICOH SG 3120 SF	プリンター装置 II	1台	C2棟4階 第1保全室		

2.2.4 移設作業

- a) 契約相手方は、移設元において、移設対象機器の動作確認及び処理端末装置の初期化を実施するものとする。
- b) 契約相手方は、移設元から移設先へ移設対象機器の輸送を実施するものとする。その際、機器の取り外し作業、機器保護のため梱包材等の準備及び梱包については契約相手方が実施するものとする。
- c) 石垣情報保全派遣隊（仮称）事務室内のスイッチングハブについては、官側が準備するものとする。なお、官側が準備したスイッチングハブが、移設に伴い動作しない等の事象が発生した場合、契約相手方はその責を負わないものとする。
- d) 移設先において、駐屯地通信基盤である、基通機械室からフロアスイッチのある通信機械室、石垣情報保全派遣隊（仮称）事務室内のスイッチングハブ間の配線、当該LANケーブルに移設した自衛隊情報保全隊用システム端末等を接続については、官側が実施するものとする。
- e) 本移設に必要な電源は官側が準備し、契約相手方は官側の指示に基づきコンセントへの接続を実施すること。
- f) 契約相手方は、本作業実施時に、自衛隊情報保全隊用システム全体の稼働に影響を与えないこと。

2.2.5 設定変更作業

- a) 契約の相手方は、移設した自衛隊情報保全隊用システム端末が中央側機器と接続して自衛隊情報保全隊用システム機能を使用できるよう、設計・設定・導通確認を行うこと。
- b) 設定および調整作業に必要なIPアドレス等については、移設作業時に必要に応じ、官側から契約の相手方へ提示する。

2.2.6 調整試験

契約相手方は、移設後において、自衛隊情報保全隊用システムを使用した現有業務を実施できるよう機器の設置調整及び以下に示す動作確認試験を行うこと。

- a) テストアカウムの作成
- b) 動作確認・導通確認
- c) テストアカウムの削除

2.2.7 障害対応

契約の相手方は、障害対応として次の事項を官側と調整し、実施する。

- a) 何らかの障害が生じた場合には、ネットワークもしくは自衛隊情報保全隊用システムソフトウェアの改修（平成29年度）（HS-X192634）における業務プログラム等の問題の切り分けを実施し、障害の原因を特定する。
- b) 障害の原因がソフトウェア（官側のソフトウェアを除く。）及びハードウェアの設定にある場合、ソフトウェアの再インストール、再設定などを行い、速やかに障害から回復させる。
- c) 移設先で障害等の問題が解決できない場合、自衛隊情報保全隊用システム借上（30換

装) (GS-C906353)における市ヶ谷サーバにおいて調査を行い、速やかに障害から回復させる。

2.3 品質保証

契約の相手方は、移設後、実地内容に関し官側の確認を受けること。またその旨を書面にて報告すること。書面の様式は官側との調整による。

3. 一般事項

3.1 提出書類

本役務に伴う提出書類は表2に定める。

表2 提出書類

項番	項目	部数	提出時期	提出先	備考
1	役務実施計画書	1	契約締結後速やかに	自衛隊情報保全隊 (市ヶ谷駐屯地)	紙
2	作業完了報告書	1	作業実施後速やかに	自衛隊情報保全隊 (市ヶ谷駐屯地)	紙

3.2 作業報告

- a) 契約の相手方は、作業開始前日において、当日の作業従事者名簿、作業計画の変更の有無について、官側に報告するものとする。
- b) 契約の相手方は、作業当日の進捗状況において、随時、監督官等に報告するものとする。
- c) 契約の相手方は、作業中に不測の事態及び事故が生じたときは、速やかにその内容等を監督官等に報告し、その現認指示を受け、即時解決を図るとともに、解決後において報告書を提出するものとする。

3.3 監督・検査

- a) 外観・据付検査は、検査官立会の下、目視点検により実施するものとする。
- b) 機能検査は、陸自情報支援システム、駐屯地等情報基盤及びD I Iの設定に熟知している作業員が実施し、必要に応じて監督官と調整して陸自情報支援システムのネットワーク機器及び中央側機器の設定確認と、問題が生じた際は調査及び復旧を行うこと。

4 その他の指示

4.1 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方の庁舎内への立ち入りは、関係規則などに基づく手続きを行い、立ち入りを禁じた区域及び業務に関係ない施設へは立ち入ってはならない。細部は、官側担当者の指示に従うものとする。
- b) 契約の相手方が第三者を従事させる場合は、図1に基づき、所要の届出などを実施するものとする。

- c) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、知り得た保護すべき情報の取扱いに際しては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”に基づき、適切に管理するものとする。

なお、保護すべき情報は、情報セキュリティ指定書による。

4.2 情報の保全等

情報の保全等は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行にあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則に基づき、許可を得るものとする。
- b) 契約の相手方は、本役務の履行にあたり、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)”に基づき、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に該当する資料を提出するものとする。

4.3 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地施設の立入り及び施設の利用
- b) 電力、用水などの使用
- c) 本役務に必要な機器の使用
- d) 必要な資料などの提示
- e) その他官側が必要と認めた事項

4.4 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

(第三者に従事させる場合の届出)

1 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。

2 第三者（契約の相手方を除く本役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、仕様書等（仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。）で定めるところにより、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

ただし、輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。

3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等での作業を実施する場合の届出)

1 本役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、本役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。

2 第三者に従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。

3 契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。

4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図1－第三者に従事させる場合等の届出

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	自情保第2301号
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和 年 月 日
	作 成 部 課	自衛隊情報保全隊
	作 成 年 月 日	令和5年1月27日
品 名	自衛隊情報保全隊用システムの移設に係る役務	
仕 様 書 番 号		

1 指定事項

契約の相手方は、本役務の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに際しては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号（21.7.31）”の添付資料“調達における情報セキュリティ基準”に基づき適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を次のとおり指定する。

番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報または作成が見込まれる保護すべき情報	備考
1	ネットワーク構成	<ul style="list-style-type: none"> ・システム（ネットワーク）構成図 ・IPアドレス体系 	—	
2	契約履行の一環として、収集、整理、作成等した一切の情報（番号1で指定した保護すべき情報を除く）	—	—	